

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 2月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、2月締めのお受付台数は15,124台で本年度累計は129,274台、前年度同月比96.2%、前年度累計比97.9%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 告示の一部改正による新様式での報告について

・1月「月報」にてお知らせしました、国土交通省告示第1449号、第1450号が公布されました。この告示は平成25年4月1日から施行されます。

つきましては、4月1日からの検査分は新様式での報告となりますのでご注意ください。又、現在使用いただいている検査結果表等での報告は3月末までに検査したものであれば、4月以降の報告でも可能ですが各特定行政庁の建築基準法施行細則の定期検査報告は検査実施日から3ヶ月以内(宇治市、奈良県内、和歌山県内は2ヶ月)に定期検査報告書等の提出となっております。遅滞なく提出していただくよう重ねて周知をお願いいたします。尚、3月に実施した検査で新様式の報告書で作成した場合は、当該項目を取消線で抹消し提出ください。

・弊協議会のホームページに新様式(昇降機の検査結果表)別記第一号、第二号、第三号、第六号及び(遊戯施設の検査結果表)別記並びに告示(昇降機)別表改正該当部分、告示(遊戯施設)別表改正該当部分を掲載いたしますのでご活用いただければ幸いです。

2. 上記に改正された告示の「昇降機の検査項目、検査方法、判定基準」の解説が発行され次第、早急に弊協議会のホームページに掲載いたしますので定期検査報告書の作成にご活用ください。

<検査事項> ・主索の径の状況、・主索の素線切れの状況、・主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況、・主索の損傷及び変形の状況

3. 国土交通省「建築基準法施行令及び関連省令並びに関連告示の制定・一部改正案」

に関するご意見募集について (お知らせ)

平成24年度7月分「月報」にてお知らせいたしました「エスカレーターの脱落防止対策試案」について、平成24年7月31日から同年9月15日まで意見募集が実施されました。意見募集を通じて寄せられたご意見を踏まえ、国土技術政策総合研究所においてさらに技術的検討を行い、今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び関連省令並びに関連告示の制定・一部改正案が作成されました。本件に対する意見の募集がされております。

○ 意見募集期間 : 平成25年2月28日(木)から平成25年3月29日(金)まで

4. その他

4月より弊協議会で登録する漢字は常用漢字を使用してまいります。ついては、所有者(管理者)の要望により外字にて登録する場合は必ず付箋やメモ書等でご指示ください。

以上